

令和6年6月19日（水曜日）

厚生委員会

第3委員会室

出席委員

中西祥子、金内義和、阿野れい子、三輪敏之、
仁野央子、竹中隆一、萩原唯典、岡部敦吏、
牧野圭輔

開会

9時55分

市民局

9時55分

職員紹介

前回の委員長報告に対する回答

・姫路市霊苑えい地清掃基金条例の一部を改正する条例について、時代の変遷とともに、少子高齢化の進展など社会情勢も大幅に変化することから、定期的な見直しにより同基金運営の適正化を図り、財政健全化に寄与されたいことについて

基金の運営については、社会情勢の変化や祭祀・先祖供養に対する意識の変化に伴う墓地等の利用状況を着実に把握し、より効果的な施設整備の検討、永代使用料の還付割合の見直し等、定期的に事業方針の見直しを行い、長期にわたり安定した基金の運営に努めていく。

・出先事務所再編個別実施計画について、同計画を作成するに当たり、公共施設の再編整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分配慮されたいことを。

また、出先事務所空白地域への対応として、当該地域の郵便局やコンビニエンスストア等と連携する際には、人口減少等による店舗閉鎖の可能性を考慮した上で検討を進められたいことについて

出先事務所の再編整備については、今後の人口減少社会を踏まえ、デジタル技術を活用し、行政サービスの地域格差を是正するとともに、手続のオンライン化による利便性の向上等、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう検討していく。

また、出先事務所空白地域への対応としては、公民館の活用や移動市役所等の新たな施策を検討していく。

付託議案説明

・議案第64号 姫路市地区市民センター条例の一部を改正する条例について

報告事項説明

・特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集結果について

質疑・質問

10時02分

（質問）

議案第64号、姫路市地区市民センター条例の一部を改正する条例について、令和7年度に指定管理者更新を迎える地区市民センターの料金制度を改正するようであるが、令和5年度の各地区市民センターの指定管理料は幾らであるのか。

（答弁）

市民会館は1億5,986万円、花の北市民広場は8,033万5,000円、城乾・中央・大的市民センターは合わせて6,391万円、飾磨・広畑・網干市民センターは合わせて1億42万7,000円、西・東・灘市民センターは合わせて8,555万6,000円、高岡・勝原・北部市民センターは合わせて5,453万6,000円である。なお、家島群島については直営で運営しており、3万2,000円の使用料収入があった。

（質問）

各地区市民センターの利用者数はどのようになっているのか。

（答弁）

令和7年度に指定管理者更新を迎える地区市民センターの令和5年度実績として、飾磨市民センターは4万8,913人、広畑市民センターは9万6,062人、網干市民センターは7万9,975人、西市民センターは4万6,090人、東市民センターは6万5,888人、灘市民センターは7万8,017人となっている。

（質問）

地区市民センターの管理運営経費については、一部を指定管理者が収受する利用料金で賄い、不足分を指定管理料で補うようであるが、その際には指定管理料は幾らぐらいになると想定しているのか。

（答弁）

飾磨、広畑及び網干の地区市民センターにおける指定管理料については、令和5年度の指定管理料1億円余りから使用料収入の約2,500万円を差し引いた約7,500万円になるのではないかと考えている。

（質問）

利用料金制を採用した場合、指定管理者に損失は生じないのか。

(答弁)

従来の料金収受代行制度では、使用料は指定管理者が徴収を代行するものの、最終的には地方公共団体の収入となっていたが、利用料金制では指定管理者の収入となり、指定管理者が経営努力をすればするほど収入が増えていくため、損失が生じることはないと考えている。

(質問)

なぜ令和 7 年度から利用料金制を導入しようとするのか。

(答弁)

令和 3 年 4 月から既に他の公共施設でも導入しているもので、今回、市民局として、6 か所の地区市民センターの指定管理者更新時期に合わせて導入しようとするものである。

(質問)

市民局所管の公共施設において、公用車の配置基準はどのようになっているのか。

(答弁)

現在、公用車を配置している出先機関としては、男女共同参画推進センター、各支所・地域事務所・サービスセンター、名古屋山霊苑管理事務所、家島老人福祉センター、好古学園大学校、各総合センター、公民館などがある。

主幹級のいる支所については 1 台ずつ配置しており、地域事務所は遠方ということもあり、業務の必要性に応じて配置している。坊勢や家島に関しては、離島という地理的な条件もあり配置している。総合センターについては、本庁近くにある庄田総合センター以外のリーダー館には配置している。公民館では特に配置基準は設けていないものの、市直営施設で市職員が配置されているケースについては配置している。

(質問)

本市共通の配置基準は設けなくてよいのか。

(答弁)

公用車を管理している管財課とも協議したが、最終的に配置基準に関しては各館や所属各自で取り決めることとなったため、市全体としての基準は設けていない。

(質問)

出先機関の公用車の管理は管財課と各所属、どちらが所管しているのか。

(答弁)

各所属において所管している。

(質問)

庄田総合センターはリーダー館でありながら公用車が配置されていないが、どのように対応しているのか。

(答弁)

同センターは比較的本庁と距離が近く、必要なときには本庁の公用車を使用している。公用車の配置には維持費もかかることから、同センターには配置していない。

(質問)

庄田総合センター以外の総合センターは、どのように対応しているのか。

(答弁)

リーダー館は、グループ内の総合センターにおける行事の取りまとめを行ったり、他館の職員が休んだ場合に人員配置を行うほか、グループ内の集会所の管理等を行う役割があるため、公用車を配置している。

一方、リーダー館以外のセンターでは、自家用車を公用として使用するような運用を行っている。

(質問)

庄田総合センターはリーダー館であり、本庁との連絡以外にもグループ内のセンターに出向いて調整を行う必要があることから、同センターにも公用車を配置する必要があるのではないのか。

(答弁)

同センターは本庁に近いので、必要であれば本庁の公用車を使用する形で運用している。

(質問)

その運用で特に問題はないのか。

(答弁)

問題はない。

(質問)

各地区総合センターに配置されている用務員業務等を行っている職員について、令和 6 年 4 月 1 日からその身分が会計年度任用職員となっているが、従前に勤務していた全職員をそのまま継続して雇用してい

るのか。

(答弁)

令和 5 年度に各センターに勤務していた職員のうち 1 人が採用を辞退しており、全員を会計年度任用職員として採用したわけではない。

(質問)

このたび各センターで採用した会計年度任用職員は、他の会計年度任用職員と同様に、公募によらず再度任用されるのは最長 3 年というルールに基づいて採用しているのか。

(答弁)

そのとおりである。今回は市で定める面接試験等を実施した上で採用しているが、今後の運用として、同ルールにのっとって行っていく。

(質問)

令和 6 年 4 月 1 日から採用した会計年度任用職員から、同ルールを適用するという事でよいのか。

(答弁)

そのとおりである。総合センターではそれぞれで会計年度任用職員を採用しており、3 年ごとに改めて選考を実施する。しかしながら、同じ人が継続して雇用される可能性はある。

(質問)

同じ人の継続雇用は、本市での例外的な取扱いとしないのか。

(答弁)

従来は臨時的任用職員は、長期契約では最長 2 年の契約となっており、採用後 1 年たつと 1 か月休暇を取らなければならない運用になっていたが、令和 2 年度に地方公務員法及び地方自治法の一部の改正が施行され、創設された会計年度任用職員制度においては、継続して同じ人を雇用することは可能である。

契約上は単年度契約であるものの、本市の運用としては、採用後 2 年目及び 3 年目に人事評価等を行った上で、継続して 3 年間雇用できる。

4 年目になって改めて選考を行うことにより、引き続き、年齢制限もなく継続して雇用することは可能である。

(質問)

個々の総合センターで会計年度任用職員を採用しているのであれば、長期間、同じ人が同じ総合センタ

ーに勤務することも可能であるのか。

(答弁)

人事課が採用する職員については 3 年ルールの下、人事課で配置を行うため、同一部署で継続して勤務することはないが、なかなか人が集まらない地域の出先機関等については取扱いを変更し、各地域の特性に応じて、それぞれで選考することとしている。出先機関等へ応募書類を送付し、そこで面接や選考試験をしてもらう。

(要望)

出先機関等ではなかなか必要な人材を確保できない現状があるかもしれないが、継続して同じ人を雇用し続けることはどうかと思う。

総合センターでの会計年度任用職員の採用については、公平公正なものとなるようしっかりと取り組まれない。

(質問)

財団法人姫路市施設利用増進協会から姫路市まちづくり振興機構へ継続して雇用された職員は、現在どのようなになっているのか。

(答弁)

同協会から引き継がれた同機構との雇用契約は全て解除されているため、現在雇用している職員はいない。

(質問)

同協会の職員であった者は 65 歳までは雇用契約が保証されるような取決めがあったように思うが、どのようなになっているのか。

(答弁)

その取決めは、現在も存在している。

(質問)

まだそのような考え方は残っているということなのか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

四郷町見野の国有林借地の件で、新たに約 3,000 平米を追加した借受けの契約を国と行ったようだが、どのような内容であったのか。

(答弁)

令和 6 年 5 月 1 日付で、当初契約内容から約 3,000

平米の区域を追加して借地契約を締結した。

そのため、契約金額は令和7年3月までの11か月分で1万9,549円の増額となり、月額8万4,849円となっている。

(質問)

公有財産運用委員会の会議録要旨によると、当該借受地は市の事業地であり、地元への権限移譲は考えていないとあるが、それでよいのか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

当該借受地に植樹したヤマザクラの所有権について地元は放棄しているようであるが、誰が管理しているのか。

(答弁)

契約区域内にあるものについては、全て市で管理している。

(質問)

市が管理しなければならない理由があるのか。

(答弁)

市が当該土地を借り受けているため、そこにある樹木等も当然市が管理するものと認識している。

(質問)

現状として、樹木も含めて国から借り受けているという認識でよいのか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

当初、無断で竹林を伐採したときは、伐採した竹木代として1万円弱を国に支払っているが、このたび追加で約3,000平米借受けした箇所において当時伐採した竹木代はどのようなになっているのか。

(答弁)

前回は協議の中で国から支払いを求められたものの、今回は特に国から求められていない。

(質問)

兵庫森林管理署からは、前回支払った金額の中には、国有林を無断伐採した竹木の買取りを求める損害賠償という意味合いも含まれていると文書で回答をもらっている。

このたび追加で契約した約3,000平米について、損

害賠償額を支払うこともなく国が黙認するのはおかしいのではないのか。

(答弁)

国のほうから伐採した竹木代を求められておらず、市としては国の対応に従ったものである。

(質問)

市のほうから、伐採した竹木代を支払う必要はないかと申し出たのか。

(答弁)

国とは特に話をしていない。

(要望)

行政文書の開示請求をしてもよいが、追加契約に当たり国と行った協議記録を見せてもらいたい。

(質問)

国との協議事項に上がらず、国から竹木代の支払いを求められなかったため支払っていないという話はおかしいと思うが、どのように考えているのか。

(答弁)

市、国と当該団体3者で協議をした中で調整を図ったものである。

(質問)

協議した上で支払わなくてよいと国が言ったのであればよいものの、先ほど、国とはそのようなやり取りは行っていないとの答弁があったが、どうなっているのか。

(答弁)

今回追加契約を行った約3,000平米の区域については、市としては当初の契約外の話になるため、当時地元と国のほうで協議を行った。

(質問)

前回、1万円足らずの賠償金に当たる有価物の費用を市が支払ったが、本来、地元が勝手に伐採してしまったため地元が支払えばよかったものを、なぜ市が代わりに支払いをしなければならなかったのか。

(答弁)

前回の約8,000平米分の竹木代については、市の認識としては賠償金ではなく、当該土地を市が借り受けるため、竹木を物件補償したものである。

このたび新たに追加契約した約3,000平米の借受地における竹木代については、先ほど答弁したように国からは支払いを求められていない。

(質問)

市が伐採していない竹木代を支払うことについてどのように考えているのか。

(答弁)

当該借受地を今後市が有効利用するという前提で国と協議し、市が支払うこととなった。

(質問)

国からは、伐採した竹木代を支払わなければ当該土地を貸与しないと言われたのか。

(答弁)

伐採した竹木の物件補償代を支払うことを前提に、市が借り受けることとなった。

(質問)

本来、当該金額は竹林を伐採した当事者が支払うべきである。なぜ市が行っていない行為であるにもかかわらず、市が代わりに支払うことになったのか。

(答弁)

ヤマザクラを植樹し、地域の里山をきれいにすることは市の事業と位置づけしており、国との協議の中で、伐採した竹木代は借受者である市が支払うことに決定した。

(質問)

その原因をつくった地元を支払いを求めるべきだと思うが、そのような協議は行ったのか。

(答弁)

協議記録がないため回答できないが、市が当該土地を借りるに当たり、そこにある竹木を除却することについては、当然市が支払うことを前提に国と協議を進めていたものと考えている。

(質問)

当事者は国有林を無断伐採したことは認めているのか。

(答弁)

当事者からは謝罪の言葉があり、伐採行為は認めている。

しかしながら、市では、市が支払った竹木代は賠償金とは認識しておらず、当該土地にヤマザクラを植樹していく中で、竹木が不要であるため除却代を支払ったものと考えている。

(質問)

竹木伐採した後になって、地域にとってヤマザクラ

の植樹がよいことであると市が支援するのはおかしいと思う。当事者に竹木代の支払いを求めるべきであると思うがどうか。

(答弁)

当該土地を国から借り受けてヤマザクラの植樹することは市の事業として行っており、その際不必要となった竹木の処分費用は市が支払うものと判断している。

(質問)

竹木の伐採は国から土地を借り受ける令和 2 年度以前であるが、市が支払うことについてどのように考えているのか。

(答弁)

国との協議の中で、市が支払うこととしたものである。

(質問)

当事者と話をしたのか。

(答弁)

市としては、当該土地を活用して市の事業を実施する際に不必要となる竹木の除却代を支払うという判断をしたものである。

(要望)

市が国に支払った竹木代を当事者に請求されたい。

(質問)

令和 5 年度の名古山霊苑における墓じまいの状況はどのようになっているのか。

(答弁)

新規貸付数が 47 件、えい地の返還数が 65 件で、その差がマイナス 18 件となっている。

各年度でばらつきはあるものの、全体的に新規貸付数よりもえい地返還数のほうが多くなってきており、令和 2 年度はマイナス 13 件、令和 3 年度はマイナス 8 件、令和 4 年度はマイナス 28 件となり、墓じまいが進んできている状況である。

(質問)

令和 5 年度の姫路西霊苑の新規貸付件数はどのぐらいなのか。

(答弁)

1 件だけである。

(質問)

姫路西霊苑に億単位の投資をしたにもかかわらず

全く新規貸付が進んでいない。将来的に何らかの形で土地の活用を検討する必要があると思うがどうか。

(答弁)

名古屋山霊苑の需要もしっかりと精査した上で、地域の様々な要望やえい地の返還状況を踏まえ、土地の活用を検討していきたい。

(要望)

姫路西霊苑であれば土地も余っており、合葬墓について検討する必要があるのではないかと思う。

また、名古屋山霊苑は利便性のよい場所であることから、何らかの合葬墓的な施設をつくることについて検討されたい。

(質問)

自治会を法人化するための手続はどのようなになっているのか。

(答弁)

現在、市内に 925 ある自治会のうち約 300 の法人化を認可している。

手続は、自治会総会で決議し、会員名簿など必要書類を市に提出してもらう形である。

なお、地方自治法に基づき、総会では多くの規約変更を行ってもらうことになる。例えば、現在、自治会では世帯単位で 1 票となっている表決権を、認可地縁団体となった場合は構成員である個人単位とするといった変更も必要になってくる。

(質問)

市として、自治会の法人化を積極的に進めているのか。

(答弁)

もともと不動産を保有又は保有を予定している自治会が法人格を取得し、当該団体名義での不動産登記等を可能とする趣旨でできた制度であり、制度に関する周知は積極的に行っているものの法人化を積極的に勧めてはいない。

(質問)

自治会を法人化していれば代表者や役員が変更になっても登記を変更しなくてもよいものの、法人化していなければ変更の際に多額の費用が生じるのか。

(答弁)

法人化している場合は代表者の変更のみで登記の変更は不要かと思うが、法人化していない場合、多く

のケースでは土地や建物が役員の共有名義で登記されており、名義変更等が必要になる可能性があるほか、登記の変更により費用が生じると認識している。

(要望)

判断は各自治会が行うものであるが、自治会を法人化するメリットは大きいと思うため、法人化が少しでも進むよう市も協力してもらいたい。

また、法人化することで解決できる問題もあるため、しっかりと周知に取り組んでももらいたい。

(質問)

名古屋山霊苑で式場を使用する際は、個人では予約できず、葬儀取扱事業者を通さないと予約できないシステムになっているのか。

(答弁)

式場などの予約については斎場予約管理システムを採用しており、事前に登録した葬儀取扱事業者だけが同システムにログインし、予約ができる

個人に対し同システムにログインするためのパスワードの発行はしていない。

(質問)

個人が名古屋山霊苑管理事務所に電話をかけて、予約することもできないのか。

(答弁)

個人からの予約を受けないようにしている。

(質問)

個人では同システムに登録している業者がどこか分からないと思うが、市が登録業者をあっせんしてくれるということなのか。

(答弁)

あっせんはしていない。式場を利用したいが登録業者が分からないという場合は想定されるので、個人から要望があれば、状況を聞き取った上で対応できるかどうか検討したい。

(質問)

今のところ、そのような対応で問題はないのか。

(答弁)

式場などの葬式代を含めて安価に設定する業者もあり、困ると言う声は聞いたことがない。

しかしながら、予約ができず困っている人もいる可能性もあるので、要望があるようであれば検討していく必要があると考えている。

(質問)

名古屋山斎場では、市職員が遺族に対して、葬儀取扱事業者の取り扱っている骨壺を追加で渡すなどのあつせん行為があるようだが、どのように考えているのか。

(答弁)

遺族から遺骨を全て持ち帰りたいという希望があっても、火葬が初めての遺族などは骨壺にどれぐらいの量の遺骨が入るのか分からないこともあり、慣れている職員が、遺族の所持する骨壺には入りきらないと判断して、そのような行為をしているのではないかと思う。

遺族を思っただけのことであり、業者の骨壺をあつせんしているようなことは一切ない。

(質問)

結果として遺族の利便性を図っているのかもしれないが、業者の骨壺を斎場に置いていること自体がおかしいのではないか。

(答弁)

業者の骨壺を常に斎場に設置しているという話は聞いたことがない。誤解を招く点があったのかもしれないが、今のところ認識していない。

(質問)

現状はそうになっていると思われる。事実を確認してもらいたいどうか。

(答弁)

遺族が1人しかいない場合や、遺族が動揺している場合などは、職員が直接遺族に業者の骨壺を渡す状況が考えられる。

骨壺には様々なタイプがあり、事前に市が用意して置いておくのは不可能だと思うが、改めて状況を確認したい。

(質問)

市が常時斎場に設置している骨壺はあるのか。

(答弁)

そのようなものはない。

納骨堂に納める際には、棚により効率的に収納できるように、骨壺のサイズや形は市が独自で指定している。

(質問)

市が遺族に対して業者の骨壺をあつせんしていた

状況があったため、確認されたいかどうか。

(答弁)

状況を確認する。

(質問)

令和5年度の包括外部監査において、令和6年2月に結果が公表されているが、市民局の指摘事項の改善に向けてどのように取り組んでいるのか。

(答弁)

名古屋山霊苑において、縦覧料を徴収しないと規定されている「その他市長が特に指定した者」が具体的に定められていないという指摘事項については、契約書の中に明示する形で契約を行うよう改善を行っている。

また、委託を受けた事業者は契約書に事前に作業工程表を提出するよう記載されているものの、実際には求めていなかったことについて、今年度の契約において見直しを行っている。

また、納骨堂に関する業務内容について、委託業務の対象施設は仏舎利塔及び周辺施設と記載されているものの、条例上は納骨堂が仏舎利塔の周辺施設という位置づけとはなっていない。さらに、供花並びに線香及びローソクの入替えなどの業務を清掃等と表記するのは仕様書の文言としては具体性に欠けているという指摘については、仕様書等を見直して契約している。

外部監査で指摘があった事項について、名古屋山霊苑に関してはおおむね対応できている。

(質問)

令和4年度の包括外部監査で、財産に関する財務事務等の執行に関して指摘されている、市と自治会間の永久土地使用貸借の改善に向けて、どのように取り組んでいるのか。

(答弁)

生涯現役推進室が所管している家島老人福祉センターの今後の在り方を検討した結果、家島宮老人の家と家島真浦老人の家を廃止することになった。

しかしながら、施設が使用可能な間は、光熱費等の管理費を負担するので継続して貸してほしいという地元要望があったため、条例改正を行い普通財産化して、令和6年4月から区会と土地・建物の使用貸借契約を締結している。

その際の使用貸借契約書に、永久無償貸借の覚書に変えて使用貸借契約を結ぶ旨を記載することにより、市と家島宮老人の家及び家島真浦老人の家との間では永久無償貸借契約が解消されている。

(質問)

インターネット上に、本市を含む全国の同和地域が撮影された動画が掲載されている問題について、同和地区の関係者からは悲鳴のような声が上がっているが、市としてどのように取り組んでいるのか。

(答弁)

市のほうでも市民から相談を受けて確認している。

当該動画は本市では数週間にわたりおおむね 8 地区を撮影したものがインターネット上に投稿されている。以前は近畿・四国・中国地方の同和地区を撮影し、差別的な表現を用いて掲載されていたが、現在は差別的な表現が削除され、掲載されている。

市としては、当該動画は差別的な意図があり、地区住民に対する人格的利益及びプライバシーの侵害にも抵触する可能性があると考えている。

現在、神戸地方法務局姫路支局に対し、当該動画の削除を要請するよう通報を行っているほか、西播磨地域の自治体と連携を図り、今後の対応について協議を行っている。その協議結果を基に、県のほうとも話を進めていきたい。

(質問)

特定の地区を撮影した動画の投稿について、法的に問題があると断定できる話なのか、そのようなおそれがあるという話なのか。

(答弁)

法務局からは、ユーチューブに投稿された動画の削除基準から判断すると、同和地区などの差別的な表現が明確に掲載されている場合については削除要請が可能であるが、そのような表現がない場合には削除要請は困難であると聞いている。

しかしながら、今回の投稿動画については、同和対策事業として整備された建物を中心に撮影をしているほか、個人の住宅や洗濯物、表札等が撮影されており、プライバシーの侵害を懸念している。

このことから市としては悪意のある投稿と判断しており、この投稿が違法かどうかは最終的には裁判所の判断になると思われるが、まずは法務局に対し削除

要請を行ったところである。

(質問)

今回の動画の削除要請は、市民から申入れがあったため行政が対応したものであると思うが、市として、もっと主体性を持った積極的な対応ができないのか。

(答弁)

人権に対する救済機関はあくまでも法務局になり、人権推進部としては人権に関する啓発事業が主な事業となっている。

しかしながら、現在、人権啓発課ではインターネットモニタリング事業として、同和問題や在日外国人に対する差別などのインターネット上の書き込みをチェックし、悪質なものについては削除依頼を行っている。令和 5 年度は 108 件の削除依頼を行い、実際に削除が確認できたのは 11 件程度となっている。

(質問)

市としても、何らかの対応は行っているということなのか。

(答弁)

差別的な表現が含まれた動画を発見した場合には、市としても対応は行っている。

(質問)

本市では、住民参加による活力ある住みよいまちづくりを推進するため、各校区において地域資源を活用した地域夢プラン事業を実施しているが、家島、夢前、香寺、安富の旧 4 町では、合併後も旧町単位で地域特有の事業を実施していることから、旧姫路市でも歴史・文化や自然等の資源を共有している地域ブロック単位で地域の魅力を高める事業を実施できるよう、支援体制を検討されたいがどうか。

(答弁)

合併前の旧 4 町で実施している地域特有の事業は地元の住民同志の関係性を深めていくものであり、継続して実施していく必要があると考えている。

しかしながら、市としての関わり方を見直していくべきではないかとも考えており、地元と話し合いを行い、令和 6 年度から令和 9 年度にかけて事業費の補助率を若干縮小していき、5 年間程度様子を見ようと思っている。

(質問)

補助率をどれぐらい縮小しようとしているのか。

(答弁)

地元にある程度の努力をしてもらうことも必要だと思っており、各事業の実行委員会と話し合った上で、令和 6 年度に事業費の 90%補助しているものを、令和 7 年度には 85%、令和 8 年度には 80%、令和 9 年度には 75%という形で、補助率を少しずつ下げていく方向で検討している。

(質問)

合併前の旧 4 町だけではなく、旧姫路市域に残る多くのすばらしい文化や歴史を残すため、従来校区単位で行っていた事業を地域性のあるブロック単位でも行えるよう支援されたいがどうか。

(答弁)

合併前の旧 4 町をはじめ旧姫路市の事業についても、市全体で補助率を下げていくことのないよう、総合的な支援を検討していきたい。

(質問)

人権学習ビデオの種類をもっと増やしてもらいたいがどうか。

(答弁)

教育委員会の人権教育課とも調整を図りながら、対応を検討していきたい。

(質問)

我が校区の小学校は開校 150 周年の節目の年に当たり、周年記念事業の開催を検討しているが、学校や P T A がなかなか事業を開催しようとしない。

周年記念事業を行わないと地域のつながりが弱体化してしまうおそれがあるため、私も自治会を通じて事業を実施するよう何度も言っているが、地域活性化対策の 1 つとして、市民局からも何らかの方法で周年記念事業の開催を後押しするような支援を検討してもらいたいがどうか。

(答弁)

周年記念事業が学校行事となると教育委員会所管となってくる。事業の実施主体が地域団体である場合は地域住民が主体となって実施してもらいたいと考える。

市から事業の実施を強制するわけにはいかないため、地域から要望等があれば、可能な限り活動を支援したいと考えている。

(質問)

各公民館の W i - F i の設置状況について、会議室でしか W i - F i を利用できないという声を聞いているが、どのような整備状況であるのか。

(答弁)

公民館の W i - F i のアクセスポイントは、原則、会議室とフリースペースとなっている図書コーナーの 2 か所に設置している。

(質問)

公民館の全室を W i - F i スポットとしてカバーできていないと思われるが、今後の対応としてどのように考えているのか。

(答弁)

W i - F i の仕様は、アクセスポイントから 25 メートルほどの範囲内に電波が届くものにはなっているが、建物の壁や障害物がある場合は仕様より電波の届く距離が短くなる可能性はある。

今後は実際の利用状況等を踏まえ、公民館内の各部屋に整備していくのかどうか検討していきたい。

(要望)

館内の様々な場所で W i - F i が利用できるように、さらなる利便性の向上を図られたい。

市民局終了

1 1 時 2 8 分

健康福祉局

1 1 時 2 8 分

職員紹介

前回の委員長報告に対する回答

・高齢者福祉関連事業の見直しについて、持続的かつ安定的なサービス提供の確保を図るという事業見直しの趣旨は十分理解できるものの、今後も適時適切な見直しを行うことで、高齢者の社会参加につながるような施策を推進されたいことについて

このたびの事業見直しにより、I C O C A カードによる鉄道助成を廃止することについては、新たな仕組みが導入できないか、引き続き鉄道事業者等と協議しながら調査研究を行うとともに、デジタル・ディバイド対策の実施やフレイル予防アプリの導入など、高齢者の社会参加につながる事業を展開していく。

・姫路市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領等の改正等について、合理的配慮の提供に当たり、障害のある当事者との建設的対話は相互理解を深めていくために重要なことから、この

たびの改正を契機にさらに意見交換を重ね、障害者差別に係る認識を深められたいことについて

引き続き、姫路市地域自立支援協議会の専門部会（まもる部会）などの機会を設けて、障害当事者等との意見交換を行うとともに、広報やホームページなどにより不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供の実例について広く情報提供を求めることで、ノウハウを蓄積し、今後に生かしていく。

・ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンのキャッチアップ接種に関する勧奨通知について、予防接種実施医療機関一覧を市ホームページに掲載しているとのことだが、求める情報に容易にたどり着けないことから、今後は2次元バーコードを記載するなど、必要な情報がよりスムーズに得られるよう、効果的な記載方法を検討されたいことについて

HPVワクチンのホームページに目次を設定し、キャッチアップ接種や予防接種実施医療機関名簿等、必要な項目により簡易にアクセスできるようにした。

また、定期接種とキャッチアップ接種の実施医療機関について、1つの名簿で双方が確認できるように改善をしている。

また、6月18日に送付した勧奨はがきには2次元バーコードを記載しており、利用者がHPVワクチンのホームページにすぐにアクセスできるように利便性を高めている。

付託議案説明

- ・議案第66号 姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- ・議案第67号 姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- ・議案第68号 姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- ・議案第72号 姫路市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例について
- ・議案第87号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

報告事項説明

- ・姫路市人々のつながりに関する市民アンケート結果

について

- ・姫路市公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例（案）に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集について

質疑・質問

11時47分

（質問）

姫路市人々のつながりに関する市民アンケート結果について、対象者が15歳から64歳までの無作為抽出された市民約1万人となっているが、その年齢構成や男女比率についてはどのようなになっているのか。

（答弁）

本市の年齢別人口構成と同様となるように考慮して、対象者を抽出した。

（質問）

年齢構成や男女比率については、現在の本市の人口と同じぐらいの割合となるように抽出できたのか。

（答弁）

そうである。

（要望）

同アンケートは、ウェブでも回答できるようになっており回答率を高めるための努力をしているものの、若者からの回答率が低くなっている。また、女性からの回答率が高くなっており、このアンケート結果が市民の意見を全て反映しているわけではないと思われる。

今後アンケートを実施するときには、できる限り年代や性別に偏ることなく回答が得られるよう、よりよいアンケート手法を検討されたい。

また、このアンケート結果では、外出や家族以外との交流に困難を抱えている可能性のある人の推計割合が2.35%と、内閣府の調査によりひきこもり状態にあるとされた方の割合と近似であったことから、ひきこもり状態にある人に対する相談場所が全くないわけではないものの、相談できる場所にはうまくつながっていないという現実が示されたのではないかと思う。このたびの結果を踏まえて、今後もひきこもり支援にしっかりと取り組まれない。

（意見）

孤独感についての質問で、人とのつきあいがいないと感じることが「時々ある」、「いつもある」という回答を合わせると、40%以上の人孤独感を感じている結

果となった。

想像以上に、孤独を感じている人が多いと思われる。地域とのつながりが薄らいでいく中で、社会に溶け込めるような場所の提供とそのような仕組みが必要ではないかと思う。

(質問)

このアンケート結果は、今後、神戸市看護大学との連携による分析と施策への反映を行っていくようだが、分析結果についてはいつ頃報告を受ける予定なのか。

(答弁)

同大学とは、令和6年3月にアンケートの分析に関する連携協定を締結し、令和6年度中には分析結果を報告してもらうことになっている。

(質問)

アンケートの結果により明らかになった相談ニーズ等に対応するため、他都市の取組状況も参考に相談体制の拡充を検討するとあるが、他の機関との連携は考えていないのか。

(答弁)

連携先の神戸市看護大学とは、以前からひきこもり支援に関して連絡を取っており、ひきこもり支援事業の委託も行っている。アンケート結果の分析を踏まえ、同大学と相談して様々な情報を得た上で、どのような機関と連携するか検討していきたい。

また、重層的支援体制を整備する中で、支援団体等の様々な機関が参加するネットワーク会議も開催しており、ひきこもりに関する支援体制を広げていきたいと考えている。

(要望)

全国の自治体においてもひきこもり支援が手探りの状態で始まっているが、特効薬はないと思う。様々な対策を試行しながら、多様な機関と連携して支援を進めていかれたい。

(質問)

高齢者の社会参加を促すためのフレイル予防アプリについて、どのようなものを考えているのか。

(答弁)

同アプリは、歩数計測や脳トレ、食事の記録などフレイル予防や認知症予防につながり、外出機会のきっかけとなるような機能を有するものとする予定であ

る。

将来的には、得られたデータを統計解析し、今後の健康維持等に活用していきたいと考えている。

なお、同アプリの運用サポート業務については、事業者の公募が終了し、契約相手方となり得る事業者が1者決定したところで、現在仕様書を作成中であり、令和6年7月中には契約を締結し、9月にはサービスを開始したいと考えている。

(質問)

市民に対し、同アプリをどのように周知しようと考えているのか。

(答弁)

広報ひめじに特集記事を掲載するほか、地域で実施しているいきいき百歳体操の会場などでも周知を図っていきたい。

(要望)

フレイル予防アプリを導入するに当たっては、高齢者のスマートフォン及びアプリの活用に関して、きめ細やかな支援にしっかりと取り組まれない。

(質問)

介護の現場での、利用者やその家族による介護職員への暴力やハラスメントについて、本市ではどのように対応しているのか。

(答弁)

介護保険課で実施している介護事業所向け弁護士相談窓口を案内するほか、受けた相談内容は関係課と情報共有した上で、必要な対応を行っている。

(質問)

介護事業所向け弁護士相談窓口について、具体的にどのような対応を行っているのか。

(答弁)

月1回程度、事業者と利用者との間のトラブルについて、事業者が来庁した上で、弁護士と今後の対応について相談するような場を設けている。

(質問)

介護職員の立場は非常に弱い。利用者との関係を円滑に保つ必要があるほか、利用者とのトラブルが表に出てしまうと自身の評価が下がってしまうような状況もあり、結果的に何かあっても泣き寝入りしてしまう部分が少なからずあると思う。

本市としては、施設側の問題ということで、施設職

員個人からの苦情には直接対応していないのか。

(答弁)

人員配置や法令違反、虐待に関しては、監査の対象としているが、それ以外のことで介護サービスの低下につながることや、職員のいら立ちから虐待につながる可能性もあるような行為に関しては、施設長や理事長等の関係者を呼んだ上で、話し合いの場を随時設けている。

(要望)

施設利用者だけではなく、施設職員の安全も守っていく必要があるため、ハラスメントの公的な相談窓口等について積極的に発信するとともに、被害を受けた施設職員が市に直接相談できるような環境整備にも努められたい。

(質問)

不登校からひきこもりにつながっていく子どもに対して、教育委員会と連携した支援の取組は行っているのか。

(答弁)

ひきこもりに関しては、教育委員会等の関係する行政機関や民間支援者によるネットワーク会議を定期的に開催している。

具体的な事例はないものの、ひきこもり支援に関する官民の支援者の意見交換を通して、円滑な連携体制を構築している。

(要望)

様々な団体と積極的に連携し、ひきこもり状態にある人に対して、少しでも手が届くような支援を行うとともに、実態把握にも努められたい。

(質問)

令和 6 年 5 月 30 日、高岡地区で、同居する 91 歳の母親を殴るなどして死亡させたとして、家族が逮捕された事件があった。

被害者である母親を近所でもあまり見かけなかったという話もあり、このような事案は、地元の地域包括支援センターが情報収集して把握する必要があるのではないかと考えるが、本市では、事件発生前に、当該家庭が問題を抱えていることを把握していたのか。

(答弁)

被害者本人は、令和 3 年 11 月に要介護認定の更新

申請を行っており、そのときの訪問調査で、本人から家族に対して暴言等があることを把握していた。その後、地域包括支援課と協議し、地域包括支援課から地区の地域包括支援センターへ情報を共有し、担当ケアマネジャーとも連絡を取った。

そのときは、本人は家族に対して暴言を吐くこともあるが、基本的には夫婦仲もよく、家族と一緒にいたいという要望があったため、何かあれば担当ケアマネジャーを通じて地域包括支援センターに連絡をもらうということで話をしており、その後、特に相手方から報告や連絡はなかった。

(質問)

市としては、このような重大事案に発展するとは想像もつかなかったのか。

(答弁)

令和 3 年の訪問調査後の状況として、地域包括支援センターと担当ケアマネジャーが連絡を取り合ったときには、本人から家族に対して暴言等の行為があるという話はあったものの、今回事件になった、家族からの虐待行為については把握していなかったというのが事実である。

(要望)

事前に本人と何らかの接触があり、全く気づく手段がなかったわけではなかった。可能な限りの対応ができていればこのような事案にはならず、本人、本市双方にとって残念な結果になってしまったと思う。

このような事案に対して何ができるのか難しいところではあるものの、対応方法に改善できることがあれば積極的に取り組まれない。

(質問)

自殺対策について、相談機関の周知を図っているものの、自殺を図ってしまうのは相談できないところまで追い込まれているためであり、相談できるのであれば自殺しないのではないかと思う。

相談がない中で、自殺の危険を示すサインに気づくことは困難かと思うが、本市の効果的な自殺対策についてどのように考えているのか。

(答弁)

相談していない人が自殺につながるケースもあるが、中には相談窓口につながっていても、対応がうまくいかずに自殺に至ってしまう人もいる。

そのため、保健所では、ゲートキーパー研修に尽力している。異変に気づいた身近な人が悩みを抱えている人に気づき、必要な相談機関につなげるよう人材の養成を行うもので、令和6年3月に改定したひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン（姫路市保健計画及び姫路市自殺対策計画）の中でも、施策の1つとして掲げている。

（要望）

自殺の前に何らかの形で手を差し伸べることができなかったのかと思ってしまう。でき得る限りの自殺防止に関する取組を進めてもらいたい。

（質問）

介護保険及び障害福祉サービス事業者への監査について、問題があれば事業者に適宜指導は行っていると思うが、指導を行っても改善が見られない事業者はいるのか。

（答弁）

数年に1度、定期的に事業者に対する運営指導を行っており、その際に問題があれば改善内容を文書で提出するよう求めている。

運営指導に従わなかった場合、後日、監査という別の形で立ち入ることになるが、ほとんどの事業者はきちんと改善して報告を上げてきており、今のところ監査の段階に進んだ事業者はいない。

（質問）

監査に移行するほどではないものの、運営指導に従わない事業者はいるのか。

（答弁）

ほとんどの事業者は本市の指摘どおり改善を行っており、現在のところ運営指導に応じていない事業者はいない。

（質問）

本市が指導したことに対して、事業者は必ずそのとおり改善を行っているということか。

（答弁）

そうである。

（質問）

姫路獨協大学内に開設予定のこどもの育み支援センターについて、現在、設置に向けて協議中と聞いているが、どのような状況であるのか。

（答弁）

同センターは、総合福祉通園センタールネス花北の受診待ちの人や、ルネス花北に通園するほどではない程度の子どもの発達について相談したい人への対応不足から、令和5年度に事業化に至った。

令和6年4月から、健康福祉局やこども未来局、教育委員会の担当で、月2回程度連絡会を開催しており、各担当部署で開設準備を進めている。

しかしながら、まだ各担当部署で連携が不十分であるため、姫路獨協大学の担当者にも議論に加わってもらい、今後の課題を抽出して、同センター設立に向けて鋭意調整を行っている状況である。

同センターの開設時期はまだ確定していないが、今年度内には何らかの形で提示したいと考えている。

（要望）

令和6年度の健康福祉局の主要事業にも挙がっており、同センターの開設を期待している市民もいることから、開設時期について早めに提示してもらいたい。

また、施設の持つ様々な専門機能も充実させた上で、利用者の期待に的確に応えるような施設にしてもらいたい。

さらに、同センターの開設を契機に、子どもの発達に係る相談先に関して、保護者や子どもたちにとってより分かりやすい情報提供を行われたい。併せて、支援の空白地帯をつくらないように、既存の様々な相談機関としっかりと連携を図られたい。

（質問）

南西部後医療機関運営等助成事業費について、令和5年度と比較して令和6年度は約2.5倍の予算額になっているのは、三栄会広畑病院に本来不要であった固定資産税の負担を補填するためという説明があった。

南西部の医療体制確保に必要であるため市が支援することは理解するものの、社会医療法人の手續がきちんとできていなかったから発生したものであり、本来という言葉遣いは違和感があるが、どのように考えているのか。

（答弁）

社会医療法人を引き継いで三栄会広畑病院を開院していれば固定資産税は賦課されなかったものの、製鉄記念広畑病院を閉院してから開院までに相当な期間を要することになってしまう。

南西部地域における医療空白期間を短縮しようとしたため固定資産税が賦課されたものであり、本来という言葉を使用した。

(質問)

県が三栄会広畑病院を社会医療法人として認定すると考えていたものの結果的に認定してもらえず、同病院に対して固定資産税を負担することで、市の過失を隠しているのではないのか。

(答弁)

そうではない。社会医療法人の認定手続が必要であることは認識していたものの、円滑な後医療のために、固定資産税の負担をしたものである。

(質問)

そのような事情を令和6年第1回定例会の厚生委員会ですっかり説明していたのか。

(答弁)

説明が不足していたかもしれず、その点についてはおわびする。

(質問)

実際に説明が不足していたのであり、そのことを認めてもらいたいがどうか。

(答弁)

我々としては説明したつもりではいたが、言葉が足りていなかったかと思う。

健康福祉局終了

12時25分

意見取りまとめ

12時25分

(1)付託議案審査について

・議案第64号、議案第66号～議案第68号、議案第72号、議案第87号、以上6件については、いずれも全会一致で可決すべきものと決定。

(2)閉会中継続調査について

・別紙のとおり、閉会中も継続調査すべきものと決定。

(3)委員長報告について

・正副委員長に一任することに決定。

意見取りまとめ終了

12時28分

正副委員長退任挨拶

12時29分

閉会

12時30分